○農林水産省告示第千二百三号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表二十幌の項を削る。

表八十別の項及び上川名風の項を削り、同表北岩手の項中「区域」の下に「、宮古市」を加え、「及び岩手郡」を「、岩手郡並びに下閉伊郡山田町、岩泉町及び田野畑村」に改め、同表宮古の項を削る。

表九十別の項を削る。

表十一可茂の項の次に次のように加える。

小笠	静岡県掛川市、御前崎市のうち旧浜岡町の区域及び菊川市

表十二筑前あさくらの項中「のうち旧甘木市の区域」及び「のうち旧夜須町の区域」を削る。

表二十唐津の項の次に次のように加える。

諫早	長崎県諫早市

表二十七東宇和の項の次に次のように加える。

久留米	福岡県久留米市のうち旧久留米市の区域

表三十西遠の項の次に次のように加える。

三島	静岡県三島市及び田方郡

表三十今治の項を削る。

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県佐久市志賀字西ノ入四五一、四五二の二、四五三、四五四、四五五のロ、四五六、四五七、四五八の一、四五八の二、四五九、四六〇、字牛房沢一四六八のイの三から一四六八のイの五まで、一四六二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字宗賀字日出塩五八九六から五八九九まで、五九〇〇の二から五九〇〇の五まで、五九〇〇の一四から五九〇〇の二まで、五九〇一の一、大字北小野字相吉日向三三〇三の二、三三〇三の七から三三〇三の一〇まで、三三〇三の一五、三三〇三の二三、三三〇三の二七、三三〇三の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字山口三七二五、三七三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字南沢三七二八、三七二九のイ、三七二九のロ、字民部三七三五の一・字前山三七三五の三・三七三五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字船窪五三一七、字日陰山五五八三の一（次の図に示す部分に限る。）、五五八三の二、五五八三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口三七二五・三七三〇の一・字南沢三七二八・三七二九のロ・字民部三七三五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字前山三七三五の三、三七三五の四（次の図に示す部分に限る。）、字船窪五三一七、字日陰山五五八三の一、五五八三の二（次の図に示す部分に限る。）、五五八三の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開六一八四のロ、六一八九のロ、六一九一・六一九二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六一九三のイ、六一九三のロ、六一九三のハ、六一九四のイ、六一九四のロ、六二九〇の一、六二九〇のロの一、六二九〇のハの一、六二九〇のハの二、六二九〇のニ、六二九〇のホ、六二九〇のヘ

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県臼杵市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

臼杵市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。